

# 歯界展望

DENTAL OUTLOOK

1

VOL.117 NO.1  
JANUARY 2011



## 特集

### 生物学的幅径とどう向き合うか？ 1

水上哲也・服部俊嗣・平井友成・徳永哲彦・田中秀樹  
國廣順之・雜賀伸一・小山浩一郎

## 特別企画

### 「咬合違和感」を考えるための7章

玉置勝司・濱谷智明・窪木拓男・山口泰彦・三上紗季  
小林明子・豊福 明・宮地英雄・木野孔司

# 歯科医師のための 法務・税務

Q & A

1

司法書士法人鈴木事務所

<http://www.suzukijimusho.com/>

司法書士・行政書士

鈴木龍介

Ryusuke Suzuki

司法書士

高野直美

Naomi Takano

具体的な相談や詳しい内容については、以記までご連絡ください。  
司法書士法人鈴木事務所  
[info@suzukijimusho.com](mailto:info@suzukijimusho.com)

## 患者さんが治療費を 払ってくれないのですが… 診療報酬の未払い

インプラントの治療をした患者さんが治療費を払ってくれません。治療前には分割で支払うことを口頭で約束し、通院中の半年間は支払いがあったのですが、その後は支払いがありません。最近では電話にも出てもらえず、手紙や請求書を送ってもなしのつぶてです。未払い分を回収したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

Aいろいろなやり方があると思いますが、連絡がつかないのであれば、まず内容証明郵便で残額を支払ってもらうよう請求してはいかがでしょうか。これに対しても何も反応がない場合は、裁判所を通した手続きを行うことになります。

### 1. 診療報酬の未払い

#### (1) 自由診療と診療報酬

患者が支払う診療報酬には、①保険診療の一部自己負担分、②保険外診療の自由診療部分、③未保険の受診による全額負担の3つがあります。歯科診療において問題になることが多いのは、②の自由診療報酬で、本ケースもこれに該当します。

自由診療報酬の額については、歯科医院と患者との間で自由に合意することができます。また、その支払い義務が発生するのは、患者と歯科医院との診療契約または慣習によりますので、その支払時期については

特約や慣習があればそれに従い、ない場合は診療終了後となります。本ケースは診療が終了していますので、患者には支払義務が発生していることになります。

自由診療は、保険適用の診療とは異なるため、本来は契約書でその内容を取り決めておくべきですが、臨床現場においては契約書を作成しないことも多く、診療内容、報酬額や支払時期についてトラブルに発展する場合も見受けられます。

#### (2) 回収の手段

患者が、任意の話し合いに応じるような場合には、その合意内容に沿って支払いを受けることになりますが、任

意に支払わないような場合には、終局的に国の権力によって強制的に財産を差し押える“強制執行”という手段で回収を図ることとなります。

強制執行を行うためには、その根拠となる債務名義を取得することが必要です。債務名義とは、強制執行によって実現する請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公的な文書のことです、公正証書、和解調書、調停調書、仮執行宣言付支払督促、確定判決などがこれにあたります。

#### 2. 裁判外の手続

##### (1) 内容証明郵便による請求

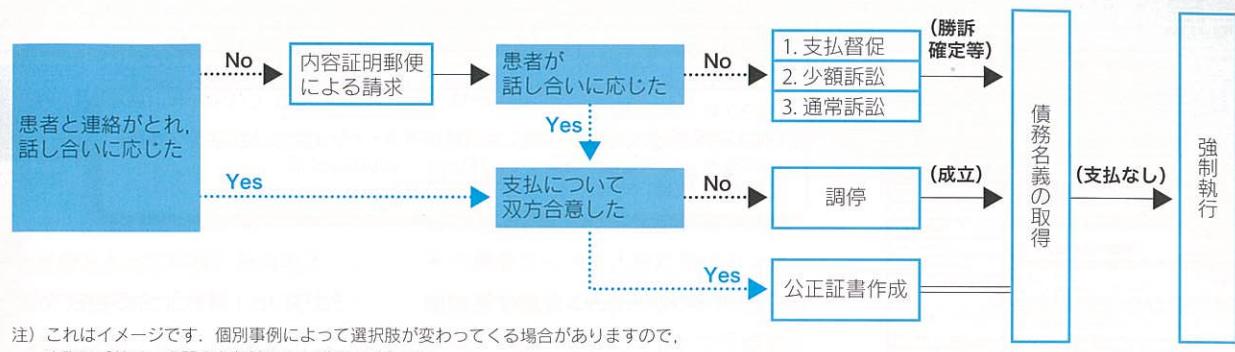
内容証明郵便とは、送った文書の内容が証明されます。配達証明付きの内容証明郵便で未払診療報酬を請求することによって、請求した内容、日付、それを受け取った等の事実が明確になります。法的な効果はともかくとして、未払い者に与える心理的な影響は小さくないといえます。

##### (2) 公正証書の作成

内容証明郵便の送付によって患者と連絡がつけば、支払いについての話し合いの場を設け、さらに内容について合意できれば、それをもとに公正証書を作成するのがよいでしょう。

公正証書とは、契約などに関する文書で、契約書の内容

図 回収手続のフローチャート（イメージ）



の有効性が確保できるのはもちろんのこと、「約束をした金銭を支払わなければ強制執行されてもかまわない」という強制執行認諾条項を記載することができます。この文言を記載した公正証書が債務名義となります。

具体的な手続としては、公証人と事前に協議したうえ、原則、当事者双方が公証役場へ出向いて作成します。

### 3. 裁判上の手続

内容証明郵便を送付しても、患者と連絡がつかない場合、あるいは支払いに応じない場合には、裁判上の手続によることになります。

#### (1) 調停

調停とは、双方が話し合いの場をもち、合意することを目的として、簡易裁判所に間に入ってもらう制度です。

裁判官と2名以上の調停委員のもと、双方が合意した旨の調書が債務名義となります。なお、どちらかが調停を拒否した場合には、調停は不成立となります。

#### (2) 支払督促

支払督促とは、簡易裁判所の裁判所書記官へ歯科医院が申立て、裁判所から患者へ支払いを督促してもらう制度です。裁判所は書類審査のみで督促を行い、患者より異議がなければ督促に仮執行できる旨の宣言がつけられ、こ

れが債務名義となります。なお、患者より異議が申立てられた場合には通常訴訟へ移行します。

#### (3) 少額訴訟

少額訴訟とは、請求額が60万円以下の場合に、歯科医院からの申立てにより簡易裁判所で行われる特別な訴訟手続きです。原則として1回の審理で簡易迅速に終了します。

歯科医院の請求を認める判決には、裁判所より仮執行できる旨の宣言がつけられ、これが債務名義となります。なお、判決に対し、当事者から異議が申し立てられた場合には通常訴訟へ移行します。

#### (4) 通常訴訟

歯科医院が原告、患者が被告となり、請求額が140万円以下の場合には簡易裁判所に、140万円を超える場合には地方裁判所へ提起します。訴訟の提起後、双方の主張の整理、書証などの提出、証人尋問などを経て、和解や判決に至ります。

確定した判決または和解した旨の調書が債務名義となります。

### 4. 事前の対策

このように、いったん滞った未払診療報酬を回収するには、相応のコストや手間がかかりますし、強制執行しても支払能力のない者から回収すること

はできないため、一律に強制執行まで行うと費用倒れになる可能性もあります。

したがって、未払診療報酬を作らないための対策を事前にとておくことが重要です。具体的には、以下のものが考えられます。

①契約書作成：自由診療報酬については、後日の無用の紛争を避けるため、診療開始前に患者と内容等に関する契約書を取り交わしておきます。

②デンタルローンの利用またはクレジットカード決済の導入；これらを利用すれば、あとはローン会社またはクレジット会社と患者との問題になるので、歯科医院が未払診療報酬を抱え込むことはありません。

### 5. 専門家の関与

内容証明郵便による請求や債務名義取得のための法的手段は、歯科医院自身で行なうこともできますが、多様な手段のなかでどの方法が適切か、そもそも法的な手段をとることが有効なのかなど、さまざまな要素を考慮するのに専門的な知識や調査が必要です。

そこで、ケースバイケースではありますが、適切、迅速な未払金の回収のためには、弁護士や司法書士といった専門家に早期に相談することをお勧めします。